

令和6年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

- 1 日 時 令和6年7月31日（水） 午後1時45分から午後3時10分
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員
富田財政課長、鳥海主査、郡主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和6年度第1回会議
議題
 - （1）令和5年度下半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和5年度下半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和5年度下半期分 随意契約の審査
 - （4）その他全体的な事項の審査
 - 3 その他
 - 4 閉会

委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入ります前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いします。

2点目は、本日の会議は時間が限られていますので、発言する際は簡潔明瞭にお願いします。

それでは、議題1「令和5年度下半期分の一般競争入札契約の審査」につきまして、事務局から審議事案の説明をお願いします。

議題1 令和5年度下半期 一般競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和5年度下半期分のうち、重点審議事案として抽出された案件の概要と事前にいただいた御質問への回答について御説明します。

議題1 令和5年度下半期分の一般競争入札について

説明資料は、事前に送付しました追加資料の1ページからです。

それでは「公共下水道鉄蓋交換工事（R5-1）」について、御説明します。

執行理由は、「白井市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、円形工法による鉄蓋交換工事を行うもの」です。

入札参加資格要件は、

1回目は、

- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けがAからCである者。
- ・平成30年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した本工事と同種工事（円形工法による鉄蓋交換工事）を元請けとして施工した実績がある者。
- ・当該工事に土木施工管理技士の資格を有する技術者を配置できる者。

という要件で行いました。

2回目は、地域要件を

- ・千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。

に広げて、行いました。

入札への申請者数、参加者数は、

1回目は申請者及び参加者ともに1者で、最低制限価格以上の入札がなく、入札不調

となりました。

2回目は申請者がいなかったため、入札を取り止めました。

3回目は随意契約を行いました。

随意契約及び業者選定理由は、

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当とし、必要工期を確保するため随意契約とし、競争性を確保するため、白井市競争入札参加者適格者名簿の「土木一式工事」に登録がある県内業者のうち、地方公共団体等が発注した本工事と同種工事の実績がある5者による見積合わせを行いました。

金額は、

1回目の一般競争入札は、

予定価格 税抜 3,540,000 円、最低制限価格 税抜 3,157,737 円、

2回目の一般競争入札は、

予定価格 税抜 3,540,000 円、

3回目の随意契約は、

設計金額 税抜 3,540,000 円、

契約金額、税抜 2,630,000 円、税込 2,893,000 円、落札率 74.29%、

契約の相手方は、株式会社風間建設工業所です。

この案件には、5つ御質問をいただいております。

1つ目は、「最低限価格以上の入札無しとなった1回目の入札の最低制限価格はどのように設定したのか。」ということで、

「白井市建設工事最低制限価格運用要領」の規定に基づき最低制限価格を設定しており、設計額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に、それぞれ 0.97、0.90、0.90、0.68 を乗じて得た額の合計額としました。

2つめは、「2回目の入札で、入札参加申請がなかった理由は何か。」ということで

随意契約とした見積合わせで落札した業者からは、「2度目の入札公告を確認していなかった。」と聞いておりますが、その他の業者については、理由を把握しておりません。

3つ目は、「2回目の入札で、予定価格、最低制限価格が空欄となっているのは何か意味があるのか。」ということで、

入札参加申請がなく、予定価格及び最低制限価格を設定する前に入札を取りやめたため、空欄としました。

4つ目は、「本工事と随意契約をした鉄蓋修繕工事（R5-4）及び鉄蓋修繕工事（R5-5）とは関連があるのか。」ということで、

本工事は、下水道ストックマネジメント計画に基づいた修繕工事となりますので、道路課の舗装修繕工事に伴う鉄蓋の高さ調整が目的の鉄蓋修繕工事（R5-4）及び鉄蓋修繕工事（R5-5）とは、関連はありません。

5つ目は、「2回目の入札で申請者がなく入札中止となったが、今後どうする予定か。」ということで、

委員の皆様にご報告漏れしました3回目の随意契約、5者見積合わせで施工業者が決定し、工事は完了しています。

続きまして、ページを一部飛ばして、9ページに進んでください。

資料を発注方法の順番で綴ったため、議題ごとの順番になっておりません。御説明にあたりページが飛んだり、戻ったりしてしまうため恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは「【公園長寿命化事業】遊具更新工事（R5-2）」について御説明します。

執行理由は、「白井市公園施設長寿命化計画に基づき、安全に安心して利用できる環境を整備するため、老朽化した単体遊具を更新するもの。」です。

参加資格要件は、

1回目は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けがAからC、又は造園工事の格付けがAからCである者。
- ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成25年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額1,500万円以上の公園・緑地・街路樹等の管理委託業務又は土木一式工事を元請けとして施工した実績がある者。
- ・当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）又は造園施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。

という要件で行いました。

2回目は、

1回目の入札不調を受けて、土木一式工事の格付要件をA～Dランクに広げて、行いました。

入札への申請者数、参加者数は、

1回目は、申請者、参加者ともに2者で、再入札で参加者なしとなったため入札不調となりました。

2回目は、申請者、参加者ともに4者でした。

金額は、

1回目は、

予定価格 税抜 41,100,000 円、最低制限価格 税抜 37,197,370 円

2回目は、

予定価格 税抜 41,100,000 円、最低制限価格 税抜 37,198,545 円、
落札価格 税抜 40,690,000 円、契約金額 税込 44,759,000 円、落札率 99.00%、
契約の相手方は、有限会社ランディックス・ガーデンです。

この案件には、4つ御質問をいただいております。

1つ目は、「1回目の入札で再入札となったが、再入札で失格と辞退が生じた経緯は何か。」ということで、

失格については、1回目の入札で最低制限価格未満の入札のため失格となったもので、再入札には失格のため参加できないことを表記しました。

辞退の理由については、「積算の結果、採算が合わないため。」との理由でした。

2つ目は、「進光園緑化（株）は、1回目で最低制限価格を下回り、再入札で失格、2回目の入札で最低制限価格を198千円下回り落札できなかったが、予定価格の積算方法はどのように行ったのか。」ということで

積算方法については、千葉県積算基準に基づき行いました。

3つ目は、「不調となった1回目の入札と、落札した2回目の入札では何か変更点等があったのか。」ということで

設計額に変更はありませんが、単価世代の変更及び想定施工日数の変更による交通誘導員の数量変更を行いました。

4つ目は、「落札者は、1回目と2回目の入札で入札額を変えているが、その理由は何か。」ということで

落札者が入札額を変えた理由については、把握しておりません。

続きまして、12ページ 【債】白井市高齢者等紙おむつ給付事業委託について御説明します。

執行理由は、「在宅要介護高齢者及び重度身体障害者の快適な日常生活の確保と家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的として紙おむつを給付するため。」です。

入札参加資格要件は、

1回目は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「介護・保育」、中分類「介護サービス又はその他」に登録がある者。
 - ・平成30年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した紙おむつ給付事業の実施実績がある者。
- という要件で行いました。

2回目は、1回目の入札不調を受けて、実績要件を

- ・平成25年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した紙おむつ給付事業の実施実績がある者。
- に広げて、行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

- 1回目は、申請者1者で、参加資格を満たす者がいなかったため、入札取り止め、
- 2回目は、申請者数、参加者数ともに1者でした。

金額は、

1回目は、

設計金額 税抜き 18,064,306 円、

2回目は、

予定価格 税抜 18,064,306 円、最低制限価格は、税抜 12,646,000 円、
落札価格は、税抜 15,799,300 円、契約金額は、税込 17,379,230 円、落札率は 87.46%、
契約の相手方は、株式会社成玉舎 千葉営業所です。

この案件には、2つ御質問をいただいております。

1つ目は、「【債】とは、どのような意味を有しているのか。」ということで、

【債】については、予算で債務負担行為を設定した複数年度にまたがる契約であることがわかるように表記しているものです。

2つ目は、「1回目の入札と2回目の入札では、参加資格要件に関してどのように修正したのか。」ということで、

実績要件について、「平成30年度から本件公告日まで」としていたものを5年間延長し、「平成25年度から本件公告日まで」に変更しました。

議題1についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長

事務局から説明がありました。御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。その際には説明書の事業名を仰ってからお願いします。

委員

1ページ目の一般競争入札のNO.1とNO.5の後の随意契約のNO.15について、実績のある5者による見積合わせとありますが、見積合わせというのは具体的にどんな方法だったのか、5者としたのは何か理由があったのか伺いたい。

事務局

見積合わせの方法については、担当課で選んだ5者に見積依頼書を送付して見積書を徴取し、最も低い価格となった業者と契約を行っています。

5者を選んだ理由については、市の競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準において、指名競争入札を行う場合に予定価格に応じて業者数を設定しており、130万円を超えて500万円未満までについては、5者選定することにしておりますので、それに準じて今回の見積合わせは5者を選定しています。

委員

最低制限価格を下回った場合には、次の応札ができないという取扱いになっていると思いますが、これは規則等に基づいて運用されているのでしょうか。具体的に申しますと、NO.15の【公園長寿命化事業】遊具更新工事(R5-2)で若干最低制限価格を下回ったために2回目は失格ということで応札ができなかったということですが、どのような取扱いになっているのか伺いたい。

事務局

最低制限価格を下回って失格となった業者についてですが、低価格での入札を実施したということになりますので、業務に対する品質の確保等に疑問があるということで、設計が変わらない再入札では同じ結果になるので、市で失格者は参加できないとして運用しています。

やり直しの入札となる再度公告入札については、設計額や要件を変えたりしない限り

再入札と同じ考え方で失格者は参加できないとしていますが、設計額や条件が変われば参加できるということになります。

委員

NO. 15では、50万円ほど最低制限価格を下回ったことで2回目の応札に進めなかったということですが、2回目は第1回を上回るように応札金額を引き上げるような対応をとることも考えるのではないかと思います。事務手続きも、施工期間もよりスピーディーにできるようにも思いまして、最低制限価格を下回った場合に、下回った金額の程度により2回目も応札できるような運用にした方が事務効率も上がると思った次第です。

委員長

御意見ということでよろしいでしょうか。

委員

はい。

委員

3つほど質問があります。3ページの質問「2回目の入札で、予定価格、最低制限価格が空欄となっているのは」という質問への回答で、「入札の参加申請がなく、予定価格及び最低制限価格を設定する前に入札を取りやめたため空欄としました。」とありますが、入札参加申請の前に作成するのではないのかなと思ったのですが、このとおりでよろしいでしょうか。

2つ目は、最低制限価格の運用要領についてですが、結果的に予定価格の概ね90%が最低制限価格となり、それよりも安ければ失格となるわけですが、そもそも最低制限価格を設ける意味は、いわゆるダンピング入札を防いで工事の安全性とか品質管理とか、下請けへの過度な圧迫とか、そうしたことを防いでよりきちんとした工事をやってもらおうということで最低制限価格制度が設けられていると思います。

以前にも説明していただきましたが、白井市では従前は予定価格の80%としていたが、国から示されたことで、県も各自治体もそのようにしているとのことで、最低制限価格が概ね90%になったと説明されたわけですが、90%よりも低ければ本当にそういう危険があるのかと考えますと疑問に感じます。

これは私の意見ということで回答はいいません。私は個人的には、従前白井市でやってこられた80%、これが最低制限価格としては適正な数字ではないかなと思っております。

ただ、国からの数字以外の数字を使うことは実際的には難しいというのは知っていますので、市の方で問題意識を持ってこれからも事務を進めていただきたいと思います。

3つ目の質問は、11ページの「単価世代の変更」とは、どういう意味でしょうか。

それと13ページの【債】の意味について「複数年度にまたがる契約なので」と説明がありましたが、これは令和5年度の下半期から令和6年度までの2か年に渡る契約という理解してよろしいですか。

事務局

予定価格と最低制限価格を入札を取り止めたため空欄としたことについては、入札参加申請を受けつけた後に設計額を基に予定価格と最低制限価格を設定するという流れで事務を進めていますので、入札参加申請を受けつけた段階では設計額しかないのが実情なため、今回は空欄で資料を作らせていただきました。

今後は、予定価格と最低制限価格をまだ設定していなくても、予定していた価格というところで記載させていただきたいと思います。

単価世代については、国の方の積算基準ですとか物価本とかで労働者単価とか材料単価とかが出ており、ある程度の期間で単価が更新され、そのことを単価世代としており、単価世代を変更したというのは、新しい単価を反映しましたということになります。

委員

その場合、最低制限価格は変わっていますが、予定価格は変更せずという理解でよいですか。

事務局

単価が変われば予定価格も変わりますが、今回は、直接工事費とか共通仮設費とかの内訳が変わったことにより最低制限価格は変わりましたが、大きな変更ではなかったので、全体として予定価格は変わりませんでした。

委員

【債】の工期については、そういう理解でよいですか。

事務局

【債】の部分ですけれど、先ほど仰られた主旨と同じでして、契約日が令和6年2月27日で令和5年度で、履行開始が令和6年4月1日となります。ですので、令和5年度の時点で令和6年度の債務を市として負っているという債務負担行為になりますので、会計の単年度主義とずれた契約となり、債務負担行為を組んで契約したということで【債】という文字をつけています。

委員

わかりやすく言えば、令和6年度に給付する紙おむつの契約を令和5年度末にやったということですね。

事務局

はい、そうです。

委員

そういう場合、【債】の文字がつくんですね。

事務局

はい。5年度中に予算を確保して契約をして、履行は6年度ということになりますので、【債】がついたということです。

委員

わかりました。

何度も言うようですが、最低制限価格制度については、90%を少しでも下回ったら低入札で失格するというので、制度上そうなのですが、少し問題意識を持って、これからずっと事務をフォローしていただきたいと思います。

これは、意見と要望です。

委員長

続きまして、議題2 令和5年度下半期分の指名競争入札契約の審査について事務局から審議事案の説明をお願いします。

議題2 令和5年度下半期分の指名競争入札契約の審査について

事務局

それでは、議題2 令和5年度下半期分の指名競争入札契約の審査について、御説明します。

資料は5ページに戻ります。

「舗装修繕工事（R5-4）」について御説明します。

執行理由は、「舗装修繕計画に基づき、舗装の修繕工事を行うもの。」です。

参加資格要件は、

1回目は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「ほ装工事」に登録がある者で、ほ装工事の格付けがAからCである者。
- ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成25年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額1,500万円以上の道路舗装工事（道路改良工事を含む。）を元請けとして施工した実績

がある者。

- ・当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）又は舗装施工管理技術者（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。
という要件で行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

- 1回目は、申請者5者、入札参加者3者で、最低制限価格以上の入札がなく入札不調、
2回目は、指名競争入札により行いました。

指名競争入札の業者選定は、

- ・指名業者数は20者で、入札参加者数は11者でした。
- ・指名理由は、白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「ほ装工事」に登録されている者のうち、同種工事实績のあるA、B及びCの市内、準市内及び県内業者を推薦の基本としました。

金額は、

1回目は、

予定価格 税抜 40,650,000 円、最低制限価格 税抜 36,601,491 円、

2回目は、

予定価格 税抜 41,330,000 円、落札価格 税抜 27,900,000 円、契約金額 税込
30,690,000 円で、落札率は 67.51%

落札業者は、目黒建設総業株式会社です。

この案件には、6つ御質問をいただいております。

1つ目は、「最低制限価格以上の入札がなく取り止めとなった1度目の一般競争入札の最低制限価格の設定方法はどうか。」ということで、

「白井市建設工事最低制限価格運用要領」の規定に基づき最低制限価格を設定しており、設計額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に、それぞれ 0.97、0.90、0.90、0.68 を乗じて得た額の合計額になります。

2つ目は、「1回目と2回目の予定価格の設定方法はどうか。また、1回目から2回目の入札まで手続き時期が約1カ月遅れるだけで予定価格が約70万円増額しているが、その理由は。」ということで、

設計内容について、2回目は1回目より工事延長を5m増としており、また、設計条件としては単価世代を更新しているためです。

3つ目は、「一般競争入札から指名競争入札に変更した理由は何か。」ということで、

一般競争入札で2者が辞退、3者が最低制限価格を下回る結果となり入札不調となったこと、一般競争入札は指名競争入札と比較して、契約締結まで3週間、入札期間を長く要し、想定工期を勘案すると令和5年度中に収まらなかったこと、本事業が国の令和4年度補正予算の補助金対象工事であり、既に繰越を行っていることから、令和5年度内に工事完了する必要があったことが、理由です。

4つ目は、「落札価格が一般競争入札での最低制限価格を下回った要因は何か。」ということで

当時の「白井市建設工事最低制限価格運用要領」では、一般競争入札で不調となり、指名競争入札でやり直し入札を行う場合には、最低制限価格を設定しないこととしていたことが、要因になります。

なお、令和6年4月1日以降に行う同様のやり直しでの指名競争入札については、最低制限価格を設定することとして、制度の改正を行いました。

5つ目は、「67.51%と落札率が比較的低いものと思われるが、作業自体は滞りなく行われたのか。」ということで

作業は滞りなく行われております。

6つ目は、「今回、指名競争入札では最低制限価格が適用されず、67.15%の落札率で契約された。

前回、最低制限価格が80%から概ね90%に変更されたと説明があったが、同類の他とのバランスを欠いているようで疑問を感じるがどうか。

市の緑地管理等の業務委託は70%。総合評価方式における失格判定基準は、池の上小学校校舎改修工事では70.2%。」ということで

4つ目の質問と回答が一部重複しますが、一般競争入札で不調となり、やり直しの指名競争入札において、最低制限価格が適用されず、一般競争入札における最低制限価格を下回る落札率で契約となったことについては、令和6年4月1日からは、同様のやり直しの指名競争入札では最低制限価格を設定することとして、制度改正を行い、改善を図ったところです。

工事における最低制限価格制度と低入札調査基準価格制度での失格基準が予定価格の90%程度と70%と異なることについては、低入札価格制度では予定価格の90%程度が低入札調査基準価格であり、その下の70%程度に失格基準があるため、制度的なも

のになります。

なお、どちらも国が推奨する基準及び県の基準に準じておりますが、委託業務の最低制限価格については、市独自の基準になります。

議題2についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長

事務局から説明がありました。御意見、質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

委員

NO.9、NO.25の関係で1点。設計内容の2回目の部分に関して、予定価格が70万円の増額の理由に「工事延長を5m増とし」とありますが、5m増やした理由はありますか。

事務局

工業団地の入口の舗装の痛み具合から補修が望ましい箇所を5m延長しています。また、設計内容を変更することで1回目に失格となった業者が入札に参加できるようにすることが理由になります。

委員

そうすると、もう一度入札に参加できるようにするために、現場を確認された上で、ここも5m補修したほうが良いのでは、という感じだったということですね。

事務局

はい。そのとおりです。

委員

最低制限価格を設ける趣旨は、先ほどのお話の中で品質の確保という点であったと思いますが、目黒建設総業が舗装修繕工事を行ったわけですが、品質的には問題なかったという理解でよろしいですか。

というのは、指名競争入札で最低制限価格を設けた趣旨との関係で、どのように理解すればよろしいかお伺いします。

事務局

お話いただいたとおり品質については、問題ありませんでした。

最低制限価格の設定については、お話がありましたとおり、ダンピング阻止というところの趣旨が大きく、失格した業者は、必要な人件費や経費とかが想定したものを下回

って失格なのですが、実際にはその部分については業者の様々な努力で経費節減ができる部分があり、この金額で十分工事が実施できるということで契約しており、検査をして問題はありませんでした。

最低制限価格は、国・県にならって設定しており、国の積算基準や物価本などを使って設計しますので、民間業者の節減努力は含まれないため、このような形になることがあります。

委員

私の方からは、総合評価について確認いたします。今回、池の上小学校の改修工事が総合評価の案件ということで、調査基準価格と失格判定基準価格がありますけれど、この失格判定基準というのが最低制限価格と同じ意味合い、それより下回ってれば即失格という意味で同じだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

もう一つ、調査基準価格を下回っていた場合、色々と資料を細かく出して、その価格で良好な工事ができるか調査するという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

補足させていただきますと、最低制限価格は90%程度で失格となりますが、最低制限価格制度ではなく、低入札調査基準価格制度を用いますと、最低制限価格制度の90%程度だったところが、調査基準価格になります。その価格を下回ると低入札での入札になり、低入札になった業者については、低入札でも工事ができるのか報告書を出させて、その上で評価値が最も高い第一位の落札候補者について調査を行い、問題がなければその業者が落札者となります。低入札調査基準価格から失格基準価格までの間はその対象であり、失格基準価格を下回ると失格となります。

委員

そうしますと、総合評価の場合は、概ね70%を下回れば失格になるけれども、総合評価ではない通常の指名競争入札とか一般競争入札では、概ね90%を下回れば失格になるということですね。

総合評価制度は20年ぐらい前からあり概ねこのような数字ですが、最低制限価格はどんどん高くなり、今は90%になっています。そこに至る経緯が違うのでお互いの失格基準が合わなくなっているのではないかと思います。これは意見で回答はいりません。

委員

それでは続きまして議題3 令和5年度下半期分の随意契約の審査について事務局から審議事案の説明をお願いします。

議題3 令和5年度下半期分の随意契約の審査について

事務局

それでは、議題3 令和5年度下半期分の随意契約の審査について、御説明いたします。

資料は16ページになります。

橋梁修繕工事（R5-1）について、御説明します。

執行理由は、「白井市橋梁長寿命化修繕計画（第二次）に基づき、修繕を行うもの。」です。

参加資格要件は、

1回目は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けがA又はBである者。
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成25年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額250万円以上の橋梁耐震補強工事若しくは橋梁補修工事又は橋梁新設工事を元請け又は第一下請けとして完了した実績がある者。
- ・当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。

という要件で行いました。

2回目は、

白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者の格付要件をAからCに広げて行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

1回目は、申請者1者で、辞退により参加者なしで、入札不調となりました。

2回目は、申請者がいなかったため、入札取り止めとなりました。

3回目は、指名競争入札により行いました。

指名競争入札の業者選定は、

- ・指名業者数は11者で、辞退9者、未入札2者となり、入札参加者なしとなったため入札不調となりました。
- ・指名理由は、白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある県内A、Bランクの業者かつ、地方公共団体が発注した同種工事の実績がある者を推薦の基本としました。

計3回の入札不調を受けて、4回目は随意契約を行いました。

随意契約理由及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当とし、中井商工(株) 東京営業所を選定しました。

中井商工(株) 東京営業所は、令和4年度に白井市発注の「橋梁修繕工事(R4-2) 復地先 白井駅前連絡橋」の施工実績があり、橋梁修繕に関する技術力を有した事業者です。

本件の指名競争入札で指名しており、その際の辞退理由は『技術者の確保が困難』でした。

その後、同時期に入札参加していたNO.2の「橋梁修繕工事(R5-2)」を落札しなかったことで、技術者を確保できる可能性が生じ、技術者の確保を確認し、随意契約したものです。

金額は、

1回目の一般競争入札は、

予定価格、税抜6,260,000円、最低制限価格5,517,078円、

2回目の一般競争入札は、

設計金額、税抜6,270,000円、

3回目の指名競争入札は、

予定価格、税抜6,390,000円、

4回目の随意契約は、

設計金額 税抜6,390,000円、契約金額 税抜6,380,000円、税込7,018,000円、落札率99.84%

契約の相手方は、中井商工株式会社 東京営業所 となりました。

この案件には5つ御質問をいただいております。

1つ目は、「2回の一般競争入札の不調と指名競争入札の不調を経て随意契約をしているが、それぞれ予定価格はどのように算定したのか。」ということで、

歩掛りを基本として、歩掛りの無い一部工種については見積徴取により設計しています。

2つ目は、「予定価格は、626万円、627万円、639万円と増額しているが、何故か。」ということで、

単価世代を更新したこと等により、増額しています。

3つ目は、「入札参加申請がなかったこと、応札者がいなかったことで、3度入札不調となったが、その要因は何か。」ということで

橋梁修繕工事を請け負うことのできる事業者が限られる中、橋梁修繕に係る工事とし

ては少額の工事で利益率が低かったことによるものと考えています。

4つ目は、「応札者0、辞退等について、業界の意向を確認する機会等はあるのか。」ということ

辞退理由は、辞退届に記載されるため確認することができますが、応札者いなかった場合については、確認することが難しいです。

5つ目は、「指名競争入札で未入札であった中井商工と随意契約を締結した理由は何か。」ということ

中井商工が未入札であったことについては、辞退届の提出を失念していたことにより

ます。
中井商工は、本入札の辞退理由を『技術者の確保が困難』としていましたが、同時期に入札参加していたNO.2の「橋梁修繕工事（R5-2）復地先外107A橋及び折立橋」を落札しなかったことで、技術者を確保できる可能性が生じました。

中井商工に連絡したところ、技術者の確保ができるとの回答があり、令和4年度に本市の橋梁修繕工事を履行した実績のある事業者であることから、随意契約をしたものです。

続きまして、20ページ【継】白井市第6次総合計画策定及び白井市都市マスタープラン改定業務委託について、御説明します。

執行理由は、「第5次総合計画が令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度を始期とする第6次総合計画の策定に着手する必要があるため、新たに将来像を定めていくことから、令和17年度までを期間とする都市マスタープランも改定が必要となるため、総合計画策定と都市マスタープラン改定を効率的、効果的かつ一体的に行うため、現状把握や課題抽出、分析、基礎調査の企画や実施、計画案の作成などに必要な助言・支援などを委託するもの。」です。

随意契約理由随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、総合計画や都市マスタープランは、市の将来像を定め、長期的なまちづくりを推進するための全市民に係る指針であり、また、まちづくりの様々な分野に関連することから、本委託は、現計画や社会経済動向の現状分析、市民ニーズ調査、外部組織の運営や計画案の作成など多岐にわたる業務の遂行力に加え、各分野における専門知識が必要となります。

さらには、市において人口減少の局面に入り、また、開発が一段落した千葉ニュータウンへの対応が求められるなど、まちづくりを進める上で大きな転換期を迎えているこ

とから、プロポーザルにより市独自の課題を踏まえた提案を受け、その者の知識や実績、企画力や創意工夫、業務執行体制などを総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を契約相手として特定したいため、プロポーザル方式による随意契約としたものです。

プロポーザル参加者数は、2者でした。

金額は、

予定価格 税抜 44,240,000 円

契約金額 税抜 38,940,000 円、税込 42,834,000 円、落札率 88.63%、

契約の相手方は、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社です。

この案件には1つ御質問をいただいております。

1つ目は、「プロポーザルの応募状況、審査等は、どのような経緯を経たのか。」と
いうことで、

白井市総合評価方式ガイドラインに基づき、公募型プロポーザルを実施したところ、2者から参加申し込みがありました。

第1次審査（書類審査）につきましては、「体制（担当者の数等）」と「業務実績」を100点満点で評価しました。第1次審査通過者は上位3者としておりましたが、2者のみの参加となったため、2者ともに2次審査へ進む形となりました。

第2次審査につきましては、「業務に対する考え方」、「市に対する取組」、「独自提案等」、「実施手順」、「プレゼンテーション」、「見積額」を900点満点で評価した結果、第1次審査と第2次審査の合算値は、両者ともに足切り点数である600点を上回っておりましたが、より評価の高かった「中央復建コンサルタンツ(株)」と契約を締結する形となりました。

議題3についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長

事務局からの説明がありました。御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いします。

委員

指名競争入札NO.24の後の随意契約NO.9の話を伺いたい。こちらの件での3つ目の回答で、橋梁修繕工事に係る工事としては少額の部類だというお話がありましたが、一般的な橋梁修繕工事というのは、例えばNO.2は予定価格6300万円で落札5670万円ですが、このぐらいの規模が一般的なものであって、今回の橋梁修繕工事というのは少額ということになるのか、どのぐらいのものが一般的なのか伺いた

い。

事務局

相場観というのはなかなか難しいものがあるのですが、例えば先ほど仰られたNO.2の107A橋というのは北総線の上に架かっている高規格な橋で白井市の中では大きな工事になります。一方で、金山落しの橋というのは、小さな水路に架かっている橋なのでそれほど大きくない橋になりまして、同時に公告するとどうしても107A橋の方に人気が集まってしまうというところもあり、本来ならば107A橋と金山落の橋を一つの工事にして発注できれば良かったのですが、金山落の橋が柏市との行政界に架かっている橋なので、柏市との費用分担が発生するというので、明確に経費を出した方が良くと考えて単独で発注しましたが、なかなか契約に至らなかったということです。

委員

なるほど。金額面で人気が集まりづらかったということですね。

もう1点ですが、中井商工に声かけされたということについて、NO.2で落札しなかったことで技術者の確保が可能になる見込みが立ったという話がありましたが、同じくNO.2で落札をしなかった事業者でNO.24を辞退した事業者がいますが、この中井商工以外にどこか随意契約で声かけされたところがあったのか気になるのですがいかがでしょうか。

事務局

当該事業者の辞退の理由は、受注者の確保が困難ではなくて、採算が合わないという回答でしたので、単体工事としての契約は難しいと判断しました。

委員

なるほど。わかりました。

委員

私の方からは2点伺います。20ページの総合計画マスタープランの件について、一つは事務的な話ですが、これも事業期間が令和5年10月から令和8年3月までと長期にわたっての契約ですが、【継】と書いてあるのはどういう意味なのか教えてください。

もう一つは、総合計画と都市マスタープランを併せての策定業務委託になっていますが、発注の仕方としては、総合計画は企画サイド、都市マスタープランはどちらかと言えば都市計画サイドで行うのが一般的な案件かと思いますが、白井市では従前から総合計画と都市マスタープランを企画政策課で発注してきたのか、あるいは従前は別々だったけれども、今回からまとめて発注したのか教えてください。

事務局

まず、継続費の【継】という字ですが、予算上の継続費というものになりまして、先ほどの債務負担行為と同じように複数年度にわたる契約を締結する手法の一つになります。継続費と債務負担行為は何が違うのかというと、継続費は毎年年割額を定める予算の作り方になっており、債務負担行為は契約年度から契約満了年度までの上限額を定めるもので、年割の定めがないものになります。それでは年割はどうなるのかというと、年割は毎年の予算を上限額の範囲内で確保していくという形になっております。

このような計画策定は、毎年度どこまでやるのかという出来形が事前にわかりますので、それに基づいて年割を定める、継続費を採用するのが白井市では一般的な手法になっております。

それと仰られたとおり、総合計画は企画政策課、都市マスタープランは都市計画課というところで、両課が連携して作業を進めています。

この試みが始まったのが10年前、この新しい計画の一つ前の計画、今の計画になるのですけれど、都市計画の土地利用の部分と企画サイドのまちづくりの部分のリンクをどのように取っていくのかというのが市の中の課題であった部分もありましたので、お互いにまちづくり、土地利用を考え、第5次総合計画から両課で連携しながら作っています。この取り組みで特に問題がなかったため、次の計画についても両課で連携しながら作っていくということで、発注は企画政策課になってはいますが、都市計画課と一緒にいるということになります。

委員

続きまして議題4 その他全体的な事項の審査について事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

議題4 その他全体的な事項の審査

事務局

議題4 その他全体的な事項の審査について

それでは、議題4 その他全体的な事項の審査について、御説明いたします。

資料は14ページに戻ります。

それでは、池の上小学校校舎改修工事について御説明します。

本工事は、総合評価方式による入札で行いました。

執行理由は、「白井市学校施設の長寿命化計画に基づき、竣工から33年が経過している池の上小学校校舎の老朽化部位について、改修工事及びバリアフリー対策としてエレベーター増築工事を行うもの。」です。

申請者数、入札参加者数は、ともに1者でした。

金額は、

予定価格 税抜 834,300,000 円、

調査基準価格 税抜 767,556,000 円、

失格基準価格 税抜 644,566,204 円、

落札価格 税抜 834,000,000 円、契約金額 税込 917,400,000 円、落札率 99.96%、
契約の相手方は、(株)イズミ・コンストラクション 千葉営業所です。

この案件には1つ御質問をいただいております。

御質問は、「再入札でほぼ予定価格での落札となった要因は何か。」ということで、
ほぼ予定価格での落札となった要因については、把握しておりません。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

委員長

事務局からの説明がありました。御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

委員

私の方から1点、執行理由にバリアフリー対策としてエレベーター増築工事とある
のですけれど、白井市の小学校にはエレベーターは結構あったりするのですか。

事務局

エレベーターについては、一番最初に校舎を作った頃には、給食を運ぶダムウェー
ターぐらいしかありませんでしたが、障がい者等への対応のため大規模改修工事でエ
レベーターが増築されたという話を聞いております。

委員

白井市の小学校では、エレベーターの割合は多いのですか。

事務局

確認いたしますのでお時間をください。

事務局

学校のエレベーターの数について確認ができて、小学校9校のうち8校にエレ

ベーターがついています。中学校は5校のうち4校にエレベーターがついています。

委員

なるほど。ありがとうございます。

委員長

他に御意見等ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

はい。

委員長

それでは、その他、入札契約について御質問などございますでしょうか。

各委員

結構です。

委員長

それでは、令和5年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはございますでしょうか。

各委員

特にありません。

委員長

それでは、特にないということで。続きまして次第の「3 その他」について、事務局から何かありますか。

事務局

特にありません。

委員長

わかりました。

委員長

それでは、本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了といたします。本日はご苦勞様でした。